

令和 7年度

新別府病院

一般廃棄物収集運搬処理業務委託

別冊—1 仕様書

国家公務員共済組合連合会
新 別 府 病 院

新別府病院 一般廃棄物収集運搬処理委託業務 仕様書

1. 件名

新別府病院 一般廃棄物収集運搬処理業務

2. 収集場所

〒874-8538

大分県別府市大字鶴見3898番地

国家公務員共済組合連合会 新別府病院

3. 目的

新別府病院から排出される一般廃棄物を定期的に収集運搬し、廃棄物の適性処理を行うことにより、構内の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

4. 業務期間

令和 7年 4月 1日 ~ 令和10年 3月31日

5. 業務内容

- ① 院内の収集場所に集められた一般廃棄物を収集運搬処理する。
- ② 収集対象廃棄物は、一般廃棄物（可燃物・不燃物）、食品残渣等廃棄物とする。
- ③ 毎月、翌月初めに、収集運搬した廃棄物の量（単位：kg）を品目別（一般廃棄物（可燃物・不燃物）、食品残渣等廃棄物）に記載した報告書を提出すること。
ただし、回収日、毎日の量がわかる報告書とすること。

6. 収集回数

① 一般廃棄物「毎日収集、運搬、処理」

ア 一般廃棄物（可燃物）

受託者は、一般廃棄物について、新別府病院の指定場所（病院南側 廃棄物保管庫 可燃物）において廃棄物の収集を行い敷地外へ運搬し藤ヶ谷清掃センターで処分すること。

イ 一般廃棄物（不燃物）「毎週2回以上」

受託者は、紙類（古紙）について新別府病院の指定場所（病院南側 廃棄物保管庫 不燃物）において紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌等）の収集を毎週2回以上行い敷地外へ運搬すること。収集した紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌等）はリサイクルの出来る施設に搬入し、その計量証明書と紙類の明細を新別府病院に提出すること。

ウ ガラスくず

受託者は、ガラスくずについて新別府病院の指定場所（病院南側 廃棄物保管庫 不燃物）においてガラスくずの収集を毎週2回以上行い敷地外へ運搬すること。収集したガラスくずはリサイクルが出来る施設に搬入し、その計量証明書を新別府病院に提出すること。

エ 金属くず

受託者は、金属くずについて新別府病院の指定場所（病院南側 廃棄物保管庫 不燃物）において金属くずの収集を毎週2回以上行き敷地外へ運搬すること。収集したペットボトルはリサイクルが出来る施設に搬入し、その計量証明書を新別府病院に提出すること。

オ ペットボトル

受託者は、ペットボトルについて新別府病院の指定場所（病院南側 廃棄物保管庫 不燃物）においてペットボトルの収集を毎週2回以上行き敷地外へ運搬すること。収集した金属くずはリサイクルが出来る施設に搬入し、その計量証明書を新別府病院に提出すること。

③ 食品残渣等廃棄「毎日収集、運搬、処理」

毎朝 7時00分 ～ 8時00分 までの間

受託者は、食品残渣等廃棄物について、新別府病院の指定場所（病院東側 廃棄物保管庫）において廃棄物の収集を毎日行き敷地外へ運搬し藤ヶ谷清掃センターで処分すること。

7. 新別府病院が排出する廃棄物の1年あたりの平均総数量は、概ね次のとおりである。

一般廃棄 可燃物	90,403kg（食品残渣含む）
不燃物（缶・ビン）	4,169kg
ペットボトル	2,5670kg
ダンボール	3,940kg
リサイクル古紙	2,579kg

8. 資格等

- ① 受託者は「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条の4第1項の規定に基づき、甲にかかる処理に関する全ての許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者でなければならない。
- ② 受託者は、廃棄物の処分について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条の4第6項の規定により新別府病院にかかる処理に関する全ての許可を受けた業者に行わせることができる。
- ③ 受託者は、廃棄物処理の許可を受けたことを証明する書類を新別府病院に提出し、確認を受けなければならない。契約後、変更があった場合も同様とする。

9. 責任

- ① 受託者は新別府病院から排出された廃棄物を、受入れから処分の完了まで、法令に基づき適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故は、その原因が新別府病院の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負うものとする。
- ② 受託者は、前項の規定の信頼性を確保するため、損害賠償保険に加入すること。

10. 業務遂行注意事項

- ① 業務遂行にあたっては、次の各号のことに注意しなければならない。
受託者は、受託した廃棄物を、関係法令等厳守のうえ、適正に処理を行う。
- ② 受託者は、業務の実施に先立ち、収集場所の状況及び仕様書に基づく業務内容を業務従事者に周知徹底する。
- ③ 業務実施中に異常を認めたとときで、緊急を要する場合は、速やかに監督職員に報告する。
- ④ 病院敷地内への車輛の乗り入れ、積込みに際しては、弱者施設であることを充分考慮し細心の注意をはらい作業を行うこと。
- ⑤ 病院業務に支障を及ぼさないこと。また、業務に支障の恐れがあるときは事前に新別府病院の契約担当者に連絡すること。
- ⑥ 作業にあたっては、服装、用具を整え、事故防止に努めること。

1 1. その他

この仕様書に定めない事項については、双方協議のうえ、決定する。但し軽微な事項は新別府病院の指示に従うものとする。